

「人権施策を総合的に推進するための  
行動計画について」

答 申

平成16年(2004年)11月24日  
高槻市人権施策推進審議会

- 目 次 -

はじめに.....	1
第1章 行動計画の基本的な考え方	
1 行動計画策定の必要性 .....	2
2 人権施策の基本理念 .....	4
3 人権施策が目指す高槻市の方向 .....	4
4 人権施策展開への考え方 .....	5
5 行動計画の期間 .....	8
6 行動計画のフォロー体制 .....	8
第2章 行動計画策定の背景	
1 高槻市における人権問題の現状と課題 .....	9
(1) 女性の人権について .....	9
(2) 子どもの人権について .....	9
(3) 高齢者の人権について .....	10
(4) 障害者の人権について .....	11
(5) 同和問題について .....	11
(6) 在日外国人の人権について .....	12
(7) 性的マイノリティの人権について .....	13
(8) 人権問題について .....	13
2 高槻市における人権教育・人権啓発の現状と課題 .....	15
(1) 「第三次人権啓発計画」の展開と今後の方向性 .....	15
(2) 高槻市教育委員会「人権教育のための国連10年」行動計画の展開と総括...17	
第3章 行動計画の推進体制	
1 庁内での推進体制 .....	21
2 国、府、近隣自治体との連携体制 .....	21
おわりに .....	22
用語解説 .....	23
資料編	
1 諮問書 .....	25
2 審議経過 .....	26
3 委員名簿 .....	27

## - は じ め に -

高槻市においては、これまで府内の市町村に先駆け、人権諸課題の解消に向けて、2 次にあたる「高槻市人権啓発計画」に沿ってその具体化を図るとともに、平成 11 年度(1999 年度)からは、「人権教育のための国連 10 年高槻市行動計画」に基づき、人権文化の創造・醸成を目指して、人権施策の推進に努めてきました。高槻市においては、「人権施策を総合的に推進していくための基本方針について」の審議会からの答申を踏まえ、平成 16 年(2004 年)3 月に「高槻市人権施策基本方針」を策定しましたが、今回、その具体化に向けて、市長より「人権施策を総合的に推進するための次期行動計画の策定について」の諮問を受けました。

本審議会では、さまざまな人権課題が存在し、さらに情報化・国際化・少子化・高齢化などの社会状況の変化に伴い、新たな人権問題が生じるなどの状況も視野に入れながら、『高槻市人権施策基本方針』で示された人権施策の基本理念の実現に向けて、長期的な視点に立ち、人権課題の解決に向けた効果的かつ実効性のある行動計画となるよう、各委員の専門領域からの発言とともに、委員相互による活発な意見交換を重ねこの答申をまとめました。

本答申では、『高槻市人権施策基本方針』で示された基本理念、また人権施策が目指すべき基本的な考え方などについて、敢えて重複することを厭わず答申に盛り込み、今後、策定されるアクションプログラムが、一つの行動計画としても独立性を保持できることを念頭において答申しました。したがって、行動計画策定の背景として、平成 15 年(2003 年)に実施した人権意識調査結果から人権問題の現状などとともに、前行動計画の検証を行い、行動計画の背景を明確にしています。

本答申を踏まえ、『高槻市人権施策基本方針』を具体化した「人権教育のための国連 10 年高槻市行動計画」の後継計画を策定し、今後とも、人権諸課題の解消に向けて、より一層の取組みを推進されることを期待します。

# 第1章 行動計画の基本的な考え方

## 1 行動計画策定の必要性

平成5年(1993年)にウィーンで国連が開催した世界人権会議において、「人権教育のための国連10年」が提唱されました。第49回国連総会では、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までを「人権教育のための国連10年」として決議し、「人権」という普遍的な文化で世界を満たすことを主眼とした行動計画が報告され、加盟各国に人権問題に対する取組みの強化を求めました。「人権教育のための国連10年」も最終年次を迎えることとなった平成16年(2004年)4月21日に、スイス・ジュネーブにおいて開催された国連・人権委員会で、「人権教育のための国連世界プログラム」に関する決議が採択され、引き続きあらゆる分野で人権教育の実施が維持・継続されようとしています。

一方、我が国においては、平成9年(1997年)に、「人権教育のための国連10年」の国内行動計画が策定され、あらゆる機会を通して基本的人権を尊重する意識の高揚を図り、「人権」という普遍的文化の創造を目指し、差別意識の解消に向けて積極的に取り組むことになりました。また、平成12年(2000年)には、国や地方公共団体等の人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発が総合的かつ計画的に推進されています。

また、高槻市においては、昭和53年(1978年)に「人権擁護都市宣言」を行い、昭和62年(1987年)からは市民からの提言に基づく2次にわたる「高槻市人権啓発計画」に沿ってそれらの具体化を図るなど、常に人権を市政の基軸に据えて施策を実施してきました。さらに、平成11年度(1999年度)からは、「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」を策定し、その最終年度である平成16年度(2004年度)に向けて人権教育・啓発の推進に努めてきました。こうした取組みを継承し、さらに発展させることが大切であるとの認識に立って、平成13年(2001年)3月には「高槻市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、本条例に基づいて設置された高槻市人権施策推進審議会から「人権施策を総合的に推進するための基本方針について」の答申を行い、平成16年(2004年)3月にはこの答申を踏まえて、『高槻市人権施策基本方針』を策定しました。

高槻市の人権問題への取組みは、昭和40年(1965年)の国における同和対策審議会答申や昭和45年(1970年)の高槻市同和対策協議会答申などを踏まえて推進してきた同和行政からはじまり、女性、子ども、高齢者、障害者、在日外国人など、それぞれの個別の課題についても諸施策に取り組まれてきました。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別などとともに、いじめや虐待、家庭内暴力、インターネットを悪用した人権侵害など多くの人権課題が存在する現状があります。引き続き、こうしたさまざまな人権課題の解消を図るため、『高槻市人権施策基本方針』の具体化に向けて、平成16年度をもって最終年度を迎える「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」の次期行動計画を策定し、人権施策の推進に努めていく必要があります。

そこで、『高槻市人権施策基本方針』に基づき、豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・人権啓発を推進することや、人権擁護の推進を図るために権利擁護システム

を構築するなどセーフティネットの充実を図ること、また、人権諸課題の解消に向けて社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成を進めることなど、人権尊重の社会環境づくりに向けて、以下の6点を指針として行動計画を策定し、総合的な人権施策の推進に努めることが求められます。

- 1 高槻市における今後の人権施策の目標と施策展開の基本的な考えを示し、一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる、活気のある地域社会、市民の誰もが、社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会、多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会、市民、企業、自治体等がともに取組む人権尊重の地域社会などの4つの目標を実現していくことを目的とすること。
- 2 多様かつ複雑性をます人権問題に対応するために、『高槻市人権施策基本方針』に示された個別分野の枠組みを越えて、「人権」という共通の視点からの取組みを進めるため、豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進、人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築、社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成の3点を大きな柱として、総合的な人権施策の体系化を図ることにより、その取組みを進めること。
- 3 一つの「行動計画」としての独立性を保持することを基本的な視点とすること。また、『高槻市人権施策基本方針』に示された基本理念、基本的な考え方、人権をめぐる国内外の動き、取組むべき主要課題と人権問題の状況とともに、第4回人権意識調査で明らかとなった人権意識の現況、前行動計画の総括で明らかとなった人権教育・啓発の課題、こうしたことを受けて実施する具体的な事業などが一連のものとなり、基本方針と行動計画が一体的なものとなるよう心掛けること。
- 4 『高槻市人権施策基本方針』に示された女性問題、子どもの問題、高齢者問題、障害者問題、同和問題、在日外国人問題、感染症患者等の人権問題、情報化社会の人権問題、犯罪被害者等の人権問題、性的マイノリティ(注:1)などの人権問題などを具体的に取組むべき主要課題として、それぞれの人権諸課題の解決に向けて、総合的な人権施策の取組みを推進すること。
- 5 平成11年度(1999年度)から平成16年度(2004年度)にかけて実施してきた「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」を踏まえ、その趣旨を継承・発展させることを目指すこと。また、平成16年(2004年)4月21日にスイス・ジュネーブで開催された国連・人権委員会で決議が採択された「人権教育のための国連世界プログラム」の今後の展開をも視野に入れて、積極的に対応すること。
- 6 市民、諸団体、NPO(注:2)、企業、国、大阪府、近隣市町村などに対して、高槻市が目指す方向性とその行動計画を示すことにより、その参画と協力を求めること。

## 2 人権施策の基本理念

『高槻市人権施策基本方針』に示された「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現」を基本理念として、個人の選択に応じたさまざまな価値観や生き方を尊重し、自らを律する自立した市民が、それぞれの個性と能力を輝かせ、自己実現と社会的責任を果たすことができる地域社会の創造を目指すことが求められます。

## 3 人権施策が目指す高槻市の方向

基本理念の実現に向けて、人権施策が目指す具体的な方向性としては、『高槻市人権施策基本方針』に示された次の4つのあるべき地域社会を目標として、その具体化を図ることが必要です。

### (1) 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる、活気のある地域社会

「いのち」の尊さが大切にされ、人間としての尊厳や個性が尊重され、個人が自己実現に挑戦することで、新しい価値を創造し、多様性と独創性を発揮できる、活気のある地域社会づくりに努める。

### (2) 市民の誰もが、社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会

性別や年齢、障害、社会的身分、門地、民族、国籍等にかかわらず、誰もが等しく社会に参画し、公正や平等の実現のために社会的な責任を果たす地域社会づくりに努める。

### (3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会

「共生」をキーワードとして、異なる文化や歴史、生活習慣にふれあう中で、お互いが理解し合い、さまざまな市民とともに生活し、ともに地域を支え合う豊かで活力ある地域社会づくりに努める。

### (4) 市民、企業、自治体等がともに取組む人権尊重の地域社会

地域社会で生活する市民の人権に関する問題を、社会全体として取組み、市民はもとより地区コミュニティ組織(注:3)、学校、企業、公共的団体、NPOなどとの連携・協働を通じて、自治体と市民、団体、企業等が相互に支援し合いながら、人権尊重の地域社会づくりに努める。

## 4 人権施策展開への考え方

「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」については、人権施策の効果的な推進に向けての方向性や展開に向けての考え方が示された『高槻市人権施策基本方針』を具体化するために、その行動計画を明らかにするものです。そこで、基本方針に示された次の8点にわたる基本的な留意事項に基づき、総合的な視点を踏まえた取組みを推進するとともに、「人権」という共通する観点を意識した効果的な人権施策の推進に向けて以下の7点の基本方針に示された視点到留意して人権施策を展開していくことが求められます。

### (1) 総合的な視点を踏まえた取組みの推進

高槻市では、これまで女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人の問題などを解決するためにそれぞれの課題ごとに、その問題が抱える固有の経過と状況を踏まえてさまざまな施策を講じ、人権教育・啓発をはじめとする具体的な施策の推進に努めてきました。しかし、現在の人権問題はそれぞれの課題が複雑に絡み合ったり、新たな課題が生じるなど、複雑かつ多様化してきています。このため、これまでのように課題ごとの施策だけでは十分に対応できなくなっています。人権侵害への直接的な対処のみならず、社会的な機運の醸成や市民・企業等の意欲を喚起し、生かしていくための基盤づくりなど、人権問題の解決に共通する観点による総合的な取組みを展開していく必要があります。

#### ア 人権問題は現象面だけではなく周辺の要因も含めて考える

人権施策を検討するにあたっては、人権問題を現象面だけで捉えるのではなく、社会的背景や構造的な要因などその周辺にあるものも含めて総合的に考えながらの施策の推進が求められます。

#### イ あらゆる立場の人々の視点で考える

子ども、高齢者や障害者など、誰もが生活しやすいまちづくりを目指し、すべての施策を検討するにあたっては、人権問題の当事者の声を吸いあげ、それを施策に生かしていく柔軟かつ摂取的な行政システムを構築していくことが必要です。

#### ウ それぞれの施策の組み合わせによって人権の取組みが進展することに留意する

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人の問題など、人権問題はすべての問題にかかわる数多くの要因を含んでおり、個別の領域だけでなく、複数の領域に関連することが多いので、それぞれの施策が関連し合っ、人権尊重の取組みが進展するという認識に立って施策を推進することが必要です。

## エ 国内外の取組みの動向を把握する

人権に関する取組みは、国連や各国の動向、国における法律等の制定の推移、他の自治体の動向など、常に変化しています。これらの動向を的確に把握した上で、連携を図りながら実施することが求められます。

## オ 社会情勢の変化と人権問題とのかかわりを意識する

バブル経済の崩壊や少子・高齢社会の進展など社会情勢の急激な変化は、人間関係の希薄化を招き、人権問題に少なからず影響があると言われています。社会情勢の変化を敏感に捉えた上で、市民の生活実態に即した取組みを行うことが必要です。

## カ いままでの枠にとらわれずに施策等を点検する

既存の施策の効果等を既成観念にとらわれず新たな視点で点検し、見直しを図ることは、これから新たな施策に取り組む上で重要です。また、既存の法令・制度等についても人権の視点から点検を進め、問題点があればその改善に向けて国等に働きかけを行うことが必要です。

## キ プライバシーと人権問題のかかわりを考える

プライバシー保護は人権を守る上で最も重要な要素の一つですが、プライバシーにかかわることであっても、子どもの虐待や高齢者の人権問題などのように、早期の情報提供が必要な場合は、的確な判断を行いながらその対応に努めることが大切です。

## ク 公共性の観点を踏まえる

他の人の人権や公共の利益に対する配慮をしないで自分の人権だけを主張することから、当事者双方が自分の人権を主張し合う「人権と人権の衝突」と言われる問題などさまざまな問題が生じています。人権の尊重の理念には、他の人の人権や公共の利益との調和を図ることが欠かせないことから、公共性の観点を踏まえて人権施策を推進することが求められます。

### (2) 「人権」という共通する観点を意識した効果的な人権施策の推進

「人権」という共通する観点を意識した効果的な人権施策の推進を図るため、豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進、人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築、社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成を大きな3つの柱として総合的な人権施策の体系化を図ることが必要です。こうしたことに合わせて、市民やNPO、諸団体等の多様で多角的な社会参画を通じて、社会の連帯の力で、その取組みを進めるとともに、人権施策を効果的かつ効率的に推進する観点から、「公」と「民」との適切な役割分担を確立し、行政と市民等との新しいパートナーシップを構築していかなければなりません。また、人権尊重の理念を社会に広く浸透させていくための、市民等の人権にかかわる事業展開への意欲に結びつける条件整備に努めていく必要があります。

## ア 豊かな人権感覚を育んでいくための人権教育・啓発の推進

市民が主体的に推進していくことや、参加・参画できるいろいろな機会の活用・拡充を図ることなど、市民の年齢層や生活様式に応じた教育・啓発手法の検討が必要です。また、日常の活動の中で主体的に人権問題に取り組むことのできる環境づくりを進め、啓発機会や情報提供などの充実とともに、市民、企業が実施する啓発や研修に対しても協力・支援が必要です。

## イ 人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築

高槻市においても、市民の人権を擁護する使命を担っており、国等の機関との密接な連携を図りながら、相談をはじめとする人権擁護体制の充実に努めなければなりません。

現在、実施されている人権、女性、子ども、福祉や教育などの分野ごとの相談については、迅速かつ適切に対応する体制の整備に努めるとともに、的確な助言や指導ができるよう相談員等の資質の向上や相談機能の強化を図るなど、複雑かつ多様化する人権問題に対応するため、専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図る必要があります。

## ウ 社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成

行政だけで人権問題の取組みを進めるには限界があります。人権問題に取り組んでいく上で、社会全体で取組むという合意が重要です。市民や地区コミュニティ組織、NPO、企業等の多様な参加・参画を通じて、社会連帯の力で、人権施策を支え、効果的かつ効率的に推進していく観点からも、行政と民間との適切な役割分担を確立し、行政と市民等とのパートナーシップを構築することが求められます。

## エ 目的を明確にし、計画的かつ総合的な推進と施策の評価及び具体的目標値の設定

人権施策を体系的・計画的に進め、効果をより高くするために、個別の人権課題について、推進計画等を策定していくことが必要です。また、市民の満足度なども考慮し、施策の達成度を評価できる、わかりやすい施策指標の研究・開発の検討が必要です。

## オ 市民意見の的確な把握

施策の検討や推進にあたっては、現状の的確な把握と市民意見の把握は欠くことができないことから、特に、女性、子ども、高齢者など人権侵害を受けても声を上げにくい市民の意見を収集するように努めなければなりません。

## カ 人権問題の調査・現状把握の実施

人権問題の解決に向けて効果的な施策を進めるため、課題を的確に把握し、その状況に応じた取組みを行うと同時に、人権意識の現状や啓発のあり方を探るために、人権意識調査を実施し、市民の人権意識の把握に努め各種施策に生かしていく必要があります。

## キ 交流環境等の充実

障害者問題であれ、高齢者問題であれ、人権啓発はともに学び、ともに活動していくという点にもっと注目し、「問題を知る」という状態から、一歩進んで「問題にかかわる」という意識を培うためにも、市民同士の交流や立場の違う者同士が交流していくことが必要です。人権に関連してさまざまな分野で活動する団体相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図るなど交流環境の整備についての検討が求められます。

### 5 行動計画の期間

この行動計画の期間は、平成 17 年度(2005 年度)を初年度とし、平成 26 年度(2014 年度)までの 10 年間として、長期的な視点に立ち継続的に取組みを進め、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等にも適切に対応していく必要があります。また、『高槻市人権施策基本方針』についても適宜見直すことが必要ですが、本行動計画についても、市民意識調査などにより人権意識の的確な把握に努め、現在の第 4 次高槻市総合計画が最終年度を迎える平成 22 年度(2010 年度)を目途として、その見直しを行うことが求められます。

### 6 行動計画のフォロー体制

市内においては、高槻市人権擁護推進本部において行動計画における取組み状況を把握するとともに、その人権施策の実施状況や進捗状況等については高槻市人権施策推進審議会において毎年定期的に点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、行動計画のフォローアップに努めることが必要です。

## 第2章 行動計画策定の背景

### 1 高槻市における人権問題の現状と課題

～ 第4回人権意識調査から明らかになった人権意識の現状と課題～

#### (1) 女性の人権について

今回の調査では、「女性の人権」への市民の関心がそれほど高くはなく、女性は「女性問題」に一番関心が高かったが、男性は8番目であって、人権課題の中で一番男女の差があった課題でした。女性の一番の関心課題は「女性の人権」、次に「高齢者の人権」、「子どもの人権」と続きます。同様に男性は、高齢者や子どもの人権についてあまり男女差はなく、特に女性問題に対しての男性の関心が低い結果となりました。同様に「家庭内における暴力(DV)<sup>(注:4)</sup>」についても、女性の関心度(22.8%)と男性(16.5%)の差は大きく、男性の関心がそれほど高くないことが課題となります。

また、女性に関してどのような人権上の問題があるかについては、職場での格差性別意識の強制 痴漢等が女性の人権問題とする認識には男女の差はありませんが、「DV」を人権侵害とする認識は女性25.7%、男性15.8%と最も差が大きく、「ヌード雑誌やこびた広告」への批判も女性17.1%、男性12.8%と認識に差があります。女性の側から、何が問題なのか、どうすればよいかを提案することによってこの格差を縮小することが求められます。

女性の人権を守るために何が必要かについても、男女の認識に違いがあります。全体では「保育施設の充実等で男女ともに安心して働けるようにする」が圧倒的に多く、次いで「格差是正を事業主等に働きかける」等となっています。女性では「保育の充実等で男女ともに」が65.1%とひととき高くなっており、次いで「男性自立」と「介護制度充実」が上位3となり、女性が具体的な制度の拡充を期待する結果となっています。また、「人権侵害を受けたときにどう対応するか」についても、女性は「身近な人に相談する」、「相手に抗議する」となっています。公的機関に相談しない理由として、女性は「どこで受けてもらえるのかわからないから」(41.4%)と答えており、女性の人権問題の多くは家庭で、身近な人間関係の中で起きることが多く、自分たちの努力だけでは容易に解決しない結果、SOSに効果的に対応できる相談体制と広報の充実を徹底すると同時に、保育や介護の施策を早急に具体的に充実することが期待されています。

#### (2) 子どもの人権について

「子どもの権利条約」批准直後の平成7年(1995年)に実施した本市の意識調査では、条約自体を「知っている」、「少し知っている」を合わせた数値は27.2%にすぎませんでした。今回の調査においても「子どもの権利条約」をめぐる意識は、「出生によって差別されない権利」を除いてほとんど変化がなく、「子どもは権利の全面的主体」という条約の根本的意識が定着したとは言い切れない結果が確認できます。また、「子どもだ

から権利が制限されるのは当然である」というのではなく、「子どもも権利の主体であるが、『子どもの最善の利益』のためには権利が制限されることもある」という考え方の普及が、親子関係、とりわけ父親と子どもとの関係の中で必要であることが、今回の調査結果からもわかります。

さらに、子どもの人権上の共通課題としてどのようなものが意識されているのかについて、「いじめ」「いじめの傍観」「体罰」「暴力的虐待」「意見無視」「プライバシー侵害」「放任としての虐待」「児童買春」などの9課題から尋ねましたが、そのうち、「いじめ」と「虐待」と「児童買春」に関心は集中しています。本市の特徴としては、「虐待」についての相談経路に占める小・中学校の割合が高いこと（全体の33.0%）で、その一方で近隣知人の相談が少ないことが統計上からうかがえます。虐待は多くの人々の情報や連携で防ぐ事ができる部分もあり、住民がこの問題により関心を示し、行動を起こすことができるような啓発活動を検討していく必要があります。子育ては社会全体の問題です。すべての子どもが安心して安全に暮らしていけるようにしていく地域は、住民一人ひとりにとっても、住みやすい地域になるはずで、学校教育の取組みのみならず、市民一人ひとりが子どもの人権を守るために必要なことやできることを考えるような学習を行うなど、地域での取組みがこれからの課題です。

### （3）高齢者の人権について

今回の調査報告で高齢者に関して現在あると思われる人権上の問題についての結果をみると、その特徴としては、男女別で見ると、男性は女性に比べて「就職が困難であったり、賃金などの労働条件で不利に扱われる」や「長年培ってきた知識や経験を活かす場がない」などが多く、女性では「賃貸住宅への入居を断られる」や「病気になったとき十分な介護・看護サービスが受けられない」といった生活に密着した問題に関心を寄せる傾向が顕著に見られます。高齢者の人権上の問題に関しては、男女それぞれが受止める傾向に違いがみられるとともに、健康な高齢者もいれば、介護が必要な高齢者もいるといったようにその実態は多様であり、こうしたことを十分踏まえておく必要があります。

次に、高齢者の人権を守るために必要なことについての調査結果をみますと、男性には就職機会・働く場などの項目が高いのに比べて、女性は痴呆など調査や施策、公共機関のバリアフリー（注：5）、異世代間交流、福祉サービス、利用施設の充実など、どちらかと言えば生活者としての視点からソフト面へのニーズが高くなっています。

特に人権問題を問う場合、高齢社会に伴う老人問題が深刻な社会問題、重要な政策課題として浮上するようになりましたが、その最大の要因がむしろ開発の進んだ先進国等「豊かで便利」になった社会から派生して来たものであると指摘されています。高齢者に伴う生きがいや人権問題、その福祉課題は今までのような単なる「豊かさ」や「便利さ」だけでなく、人権問題にはもっと深い洞察と当事者を取り巻くよりきめ細かい対応が求められています。

#### (4) 障害者の人権について

障害者問題について、前回との比較では、ノーマライゼーション(注:6)を否定的に見る意見が3.4%減少し、ノーマライゼーションの推進を肯定する意見が2.8%増加していますが、国際障害者年からはすでに20年以上も経過している現在、もう少し社会全体の認識として定着していても良いとも言えます。男女別では男性(66.6%)より女性が優位(73.3%)にでており、女性の意識の高さが目立ちます。また、年齢別で眺めると、ノーマライゼーションの考え方に対する理解はトータルで一番高いのは40歳代、次いで50歳代、続いて30歳代の世代に集中しており、これからの時代を担う若い世代への浸透が求められます。

今回の調査で、障害者に関して現在どのような人権上の問題があるかについては、「人々の障害者に対する理解が足りないこと」(55.5%)、「就職や職場で不利な扱いをすること」、「人権上の配慮を欠いた差別的な言動をすること」と高い順になっています。男女別を見るとさほど大きな差は認められず、年齢別でも各項目にはさほど大きな格差はありませんでした。

また、障害者の人権を守ることに関する設問で、最も多かったのは「就職機会や働く場を確保する」(49.9%)、次いで「本人の意思に基づいて生活できるように支援する」、「早い時期から障害者理解を深める保育や教育を行う」などの順となりました。男女別を見た場合、ここでも男女間にはさほど大きな差は見られませんが、年齢別で見た場合は、若年層が低く、どちらかと言えば高年齢層に出ている項目としては、「就職機会や働く場を確保する」などととも、このような傾向が認められる項目には、「障害者のための人権相談や電話相談を充実する」、「障害者の人権を守る教育・啓発広報活動を推進する」等があり、高年齢層を中心として関心を示す傾向が認められます。

#### (5) 同和問題について

今回の調査において同和問題を認識した経路と時期については、「家族等」、「学校の授業」などの回答が高位となり、前回の調査とほぼ同じ結果になりました。年齢別に見ると、「学校の授業」が20歳代(76.5%)、30歳代、40歳代と高くなっていますが、50歳代以降は圧倒的に「家族等」からが多くなっています。「学校の授業」で認識するという傾向は、10歳代では、40歳代から20歳代にかけて若くなるほど減っていた「家族等」が増え、「学校の授業」が減っています。10歳代の人々は、平成9年(1997年)3月に特別法(地対財特法)が失効したことや、平成7年(1995年)から開始された「人権教育のための国連10年」との関連で、同和問題学習が人権教育に大きく転換した時期に教育を受けた人々であり、同和問題との出会いに占める「学校の授業」の減少傾向については検討が必要です。

また、人権問題についての関心を尋ねたところ、11の選択肢のうち関心が高い順で見ると同和問題は10番目であり、従来から同和問題を啓発してきた経過から考えると、同和問題に対する関心がきわめて低い結果となっています。次に、同和問題に対する考え方について、前回調査と比較すると「共感的理解」が26.5%から18.8%に減少し、

同和問題に対して無関心な人と考えることができる「特にない」(14.9%)という選択肢を加えると、特に共感的な関心が減少していると言えます。

現在、同和地区の生活環境は改善が進み、平成14年(2002年)に同和対策事業は原則的に終了しており、同和問題に対する関心が低下するのも当然ですが、民主主義の根幹に関わる課題であるといった広い視野の中で、「解決への協力」が増加するような学習を展開する必要があります。同和問題の解決策については、「教育・啓発」が行政側の課題としてもっとも必要とされており、その内容や質の充実が求められます。

また、同和問題の現状がどのような状態であり、解決策として何を目指しているのかという現在の具体的な情報が提供されるべきであり、同和問題の解決策が市民一人ひとりの生活の質の向上に影響していることを示していくことが求められます。

#### (6) 在日外国人の人権について

本市では、平成16年(2004年)2月現在で外国人登録者数は2,831人を数え、国籍は50ヶ国にもなり、「外国人」人口の増加に伴い、今後は異なる民族的・文化的背景を持つ者がどのように共存し共生するのかが、我々の住む社会や地域にとって大きな課題となっています。今回の調査では、「人権に関する事柄について関心のあるもの」を尋ねている中で、「在日外国人の人権」についての市民の関心は低くなっています。男女別では、男性(14.6%)が女性(7.4%)よりも高い関心を示しており、年齢別で見ると若い年代10歳代、30歳代の方が、高齢者60歳代、70歳以上より関心を持っていることがわかります。

次に、「外国人労働者を受け入れると治安や風紀が悪くなると思う」に関しては、前回の調査では、半数近くの人(44.9%)が同意していたのに対して、今回の結果は28.6%に激減しています。また、同意しない人の割合は前回は25.2%であったのに対して、今回は37.0%と大幅に上昇しています。グローバル化が進行する現代において、「日本人」とは異なる民族的・文化的背景を持つ多様な人々によって構成される社会へと移行しています。異なる文化的背景を持つ人たちを排除したりするのではなく、異なる文化を尊重し受け入れることによって、新たな文化やルールづくりに向けての努力が必要です。

多文化共生社会の形成に向けての試金石となるのが外国籍住民の人権保障であり、すべての人が社会の平等な構成員であるという前提に立ち、社会的な諸権利(例えば、教育を受ける権利、年金などの社会保障)に関して、国籍や民族的・文化的背景などにかかわらず、誰もが対等に扱われなければなりません。地域社会がますます多国籍化・多民族化する状況にあるものの、地域住民の在日外国人の人権に関する意識はかならずしも高いとは言えない調査結果となっています。内外人平等(注:7)の原則をさらに徹底し、外国籍住民の人権保障に向けての積極的な取り組みへの展開が課題です。

## (7) 性的マイノリティの人権について

今回の調査で、性的マイノリティとされる人々に関してどのような人権上の問題があるかについて、最も多いのは「性的マイノリティへの正しい理解が得られていない」で、次いで「人格を否定されること」、「興味本位で見られ私生活の平穏が保てなくなること」の順となりました。注目すべきは年齢別での差異で、人権上の問題について「わからない」とするのが10歳代から30歳代では10%前後にとどまるのに対して、50歳代では19.2%に増加し、70歳以上は37.3%となっており、年齢層が上がるに従って性的マイノリティが置かれている状況への認識が乏しくなっています。「興味本位で見られ私生活上の平穏が保てなくなること」をあげているのが年齢層によって大きな差異がないのに対して、「性的マイノリティへの正しい理解が得られていない」、「人格を否定されること」などは年齢層があがるに従って減少しており、中高年層は性的マイノリティが興味本位で捉えられている現状は認識しているが、人格的、差別的側面への問題意識は若年層と比較して乏しい結果となっています。

また、性的マイノリティとされる人々の人権を守ることにについて、最も多いのは「理解を促進する教育・啓発広報活動を推進する」で、次いで「問題に対応するためのカウンセリングを行う」などとなっており、男女別で大きな差異は認められないのに対して、年齢別では顕著な差異が現れています。若い年齢層は、性的マイノリティの人権問題を社会全体で理解し制度や環境の整備を図ることにより改善していくべき問題であると捉えているのに対して、高い年齢層は当事者本人の医療や相談により解決していくべき問題と捉える傾向にあります。今後とも、中高年層を含め、性的マイノリティへの理解を促進する教育・啓発広報活動を推進していくなど、性的マイノリティとされる人々が社会参加しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

## (8) 人権問題について

今回の調査のなかで、「差別的な言動に直面したときにどのような対応をするか」という質問について、「差別にあたるからよくないと注意を促す」が約4分の1にとどまり、「表向きは話しを合わせつつ、差別はいけないと伝える」、「人間関係が気まづくなると困るので何も言わない」などの回答合計で約15%となります。年齢別の集計を見ると、まだ世間の風にあたっていない10歳代では「注意を促す」と答える者は3割を超えます。ところが20歳代から40歳代では「注意を促す」とする者は少なくなり、50歳代以上になると再び「注意を促す」とする者が多くなります。また、男女別では、女性の方が注意を促すと答える割合が少ないのも、女性が人間関係に敏感であり、かつ、男性と比べて地位や権力において弱い立場に立たされている現実が浮き彫りになります。このような事情は、「人権侵害を受けたらどのように対応するか」についての回答でも見ることができ、やはり女性が人権侵害に対して抗議しづらい立場に置かれ、高齢者層についても、職場や地域、家族の中で他人の行動について口を出すことは厭わなくても、いざ自分のこととなると大変弱い立場に置かれることがわかります。

また、身元調査に関する質問では、例えば同和地区出身者に対する身元調査では、

10 歳代、20 歳代では否定的な意見が多く、60 歳代、70 歳以上では肯定的な意見が多いが、その間の 30 歳代から 50 歳代ではほとんど意識に変化がありません。この層は戦後の同和教育の発展がもっともめざましかった世代ですが、身元調査に対する意識が変わらないことは、自分の子どもの結婚が現実問題の立場にある層に対しては、身元調査に関する従来の教育や啓発の効果は非常に乏しいということになります。

人権に対する行政の役割については、「行政は介入しない方がよい」とする意見はわずか 7.4%にとどまり、直接・間接の違いはあるけれども何らかの関与を認める意見は 70%弱に達しています。当事者、被害者支援については行政の公平性の原理が壁となって、行政には十分なことが出来ず、NPOをはじめとする市民活動の方がきめ細かく対応できるという事態が明らかになってきた今日においては、市民の自主性に基づく活動の重要性が市民の間に意識されはじめていることも、調査結果は示唆しています。

さらに、「市の広報・啓発冊子」「研修会・講演会」など地域が主体となったメディアや情報提供の機会が重要な役割を果たすものです。その意味で市民がこうした地域メディアの効果について低い評価を下している現状は、地域メディアがその役割を十分に果たしていない現状を示しています。地域メディアの弱さは特に若年層で顕著であることが調査結果からわかります。顧客満足度や普及率などをこまめに把握してその効果を高める努力が必要です。

最後に、学習者にとって新鮮な内容は高い学習効果をもたらすことから、人権・差別問題についての学習の感想についての回答の中で、「さらに学習したいと思った」と答える市民がわずか 2.1%に留まっている現実です。今回の調査において、年齢による学習効果の違いが出ていることの原因は、人権学習の機会も増え、社会経験も増える成人・高齢者のニーズに十分に答えられておらず、これまで行われてきた人権学習が、学習意欲そのものをどれほど活性化するものであったのか、あるいは成人・高齢期の学習者のニーズに十分こたえるものであったのかなどの検討が必要です。

## 2 高槻市における人権教育・人権啓発の現状と課題 ～ 前行動計画から明らかになった課題と今後の方向性～

### (1) 「第三次人権啓発計画」の展開と今後の方向性

「人権教育のための国連 10 年高槻市行動計画」の部門別計画である第三次人権啓発計画については、過去からの 2 次にわたる人権啓発計画に基づく高槻市独自の先進的な取組みを継承し、さまざまな人権施策を推進してきました。そこで、第三次人権啓発計画を実施してきたことにより、第二次人権啓発計画の総括並びに第 3 回人権意識調査から明らかとなった諸課題を今回の第 4 回人権意識調査などの調査結果などと関連づけながら検証することにより、次の諸点に総括することができます。

ア 人権啓発事業全般に関しては、今回の第 4 回人権意識調査の結果、高槻市の施策・事業の認知度について「どれも知らない」が 34.2%もあり、人権啓発事業の認知度の低さについて、前回の調査から指摘された課題が依然として残されており、多くの市民が参加できるような手法の開発や学習機会の拡大などが必要です。

一方、啓発の具体的なあり方については、講演会などの啓発事業において、過去 5 年間の講演会等への参加者数を見ると、概ね、それぞれの事業について一定以上の参加者があり、第二次人権啓発計画において指摘された課題は、内容等を工夫して実施してきた結果、一定の改善が認められますが、その実施方法に関しては、人権啓発の手法が一方的に学ぶ形態のものが多く、知的理解にかたよりがちであり、参加型学習を多く取り入れるなど、啓発の方法等の検討が必要です。

その他、地域社会における学習においては、人権啓発推進協議会の充実を目的に支援を行い、市民団体による人権草の根活動の促進が図れましたが、引き続き、単位会未結成校区の結成などへの支援が必要です。

イ 公務員の研修については、職員の豊かな人権感覚を育むために、各種研修会等が実施されてきましたが、職員は職務上、市民の人権に深く関与することが多いため、人権に配慮した職務が遂行できるよう、引き続き人権研修や日常の業務に即した各職場においても研修を実施していく必要があります。

ウ 行政と関係機関・団体との連携を強化することについては、関係団体と連携して啓発事業の実施や人権関係団体の支援に努めてきましたが、さらなる自主的活動の促進とそれぞれの役割を踏まえたネットワーク化が課題となっています。また、行政内部での連携の強化に関しては、人権擁護推進本部、人権啓発幹事会等において、今後ともあらゆる行政分野の連携による総合的で実効性のある人権施策を推進するため、庁内の横断的な組織の充実を図り、全庁的な組織の活性化に努めていく必要があります。

エ 女性問題については、現在、平成 8 年(1996 年)6 月にオープンした女性センターを拠点とした講演・研修会など、過去 3 ヶ年の主要 7 事業の参加状況を見た場合、10 歳代は 30 人、20 歳代は 58 人、30 歳代は 46 人、男性は 24 人となりました。課題として指摘された 20 歳代、30 歳代の女性及び男性の参加が依然として少なく、今後とも多くの 20 歳代、30 歳代の参加が得られるよう一層の努力が必要です。また、固定的な性別役割分担意識の解消や、価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現に向けて、現在「お父さんのためのクック&子育て講座」「男性セミナー」「父と子の簡単クッキング教室」など男女共同参画の視点から、男性の参加とともに小学生の参加に道を開くなどの工夫をしながら講座等が実施され、啓発パンフレットの発行などが行われていますが、今後も時機に応じたさまざまなテーマで講演会を実施するなど、引き続き情報提供及び啓発活動への取組みが必要です。

オ 子どもに関する問題については、「子どもの権利条約」に関する問題が第 4 回人権意識調査の課題でも指摘されており、今後は、子どもの参画を得るなかで、子どもの権利の保障を図ることを目的とした、より具体的な実効性のある取組みが課題となっています。

カ 高齢者問題については、高齢者施策・制度等に関する情報提供を目的に、福祉講習会等へ要請に応じて講師の派遣を実施しましたが、高齢者の人権に関する視点が弱く、テーマも含め講習内容に課題があるため、人権の視点の強化に向けて検討するとともに、高齢者の問題を人権問題として考えていく視点の醸成が必要です。また、積極的に社会参画を求める高齢者自らが、その役割を担うことのできる場・機会等の提供が求められます。

キ 障害者問題については、今回の調査において、「障害者の暮らし方について」聴きましたが、ノーマライゼーションの肯定派は 70.2%で、その否定派の 24.5%を大きく上回っており、こうした傾向をさらに推進していくためにも、障害者の社会生活の支援などを目的に、講演会・講習会の実施や情報誌の発行、相談機能の充実を図るなど、今後も障害者施策・制度・その他の情報発信に努めることと併せ、ノーマライゼーションの理念に基づいた障害者雇用の促進に向け、市内事業所等に対して啓発活動の継続が必要です。

ク 同和問題については、平成 12 年度(2000 年度)において実施された同和問題の解決に向けた実態等調査の中で、被差別直接体験のあるものは北摂地域で 29.3%あり、このうち結婚のことで差別を受けたと回答した者は、21.1%となりました。大阪府全体では夫婦の「一方が同和地区出身者」の場合、結婚にまつわる被差別直接体験者は 34.5%にのぼっているなど、同和問題などに対する「差別はまだある」現実が存在しています。また、「学校、職場及び地域で、同和問題についての学習を受けたことがありますか」の調査項目の結果を見ると、学習を受けたことがあるとの回答を寄せた人は、51.7%となっており、小学校から大学での受講経験が 68.3%、一般市

民対象の講座などで受けた 6.3%、職場の研修で受けた 13.3%などの結果となっています。全体的に見た場合、より多くの対象に対する研修の実施が進展している傾向は調査結果からも読み取れますが、の結果から判断して、第二次人権啓発計画の総括に示された地区コミュニティ、事業所などではまだまだ一部にとどまっており、引き続き取組みが必要です。

ケ 在日外国人問題については、今回の第 4 回人権意識調査において、「在日韓国・朝鮮人が本名と通名のどちらを使うべきか」について前回調査との比較を行っていますが、通名を名乗るほうがよいとの回答は 11.7%、異なる文化や名前を認め合う社会にすべきだとの回答者は 77.5%となっており、共生社会の実現に向けての傾向が読み取れる結果となっています。こうした傾向を踏まえ、国際化施策と在日外国人施策の方針策定に取組むとともに、行政間の連携を強化する中で、在日外国人の声を行政に反映させるために意見交換の場の設置に向けての検討など、在日外国人がより安心して快適な生活が送れるよう日常生活パンフレットの作成などの情報提供を行うことが必要です。

コ 新たな人権問題として指摘された点については、エイズ(注:8)などの感染症の疾病の問題、精神疾患などの疾病の問題、ハンセン病(注:9)の問題、性的マイノリティの問題などについて、正しい知識の普及や理解の促進を図るため、講座等によりその取組みが進められていますが、引き続き、知識不足や理解不足による偏見や差別の解消に向けての取組みが必要です。

## (2) 高槻市教育委員会「人権教育のための国連 10 年」行動計画の展開と総括

高槻市教育委員会では、「人権教育のための国連 10 年」の行動計画に基づき、市民一人ひとりが、学校園、家庭、地域社会、職場などあらゆる場ですべての人とお互いを尊重し合いながら、ともに生きる社会を実現し、人々の生活に「人権文化」を根づかせるよう努めてきましたが、これらの行動計画により、さまざまな事業がどのように展開されてきたかということを明らかにします。

### ア 学校園における人権教育の現状と課題について

#### (ア) 人権教育の領域別について

a 子どもの人権については、各校園内研修会等で教職員の共通理解を深め、学校教育全般を通じて取組んだり、「子どもの主張大会」、「子ども会議」等子どもたちの主体的な活動を通して人権意識の育成、高揚に努めてきました。今後も課題や人権侵害事象の発生を学校園全体のものとして教訓化し、組織的な対応の強化を図っていくとともに、子どもの発達段階を踏まえた人権教育を学校教育のあらゆる場で取組む必要があります。

- b 同和教育については、同和問題解決に向け正しい認識を持ち、理解を深めるために子どもの発達段階に即し、フィールドワークやワークショップ(注:10)等参加体験型学習を取り入れるなど指導方法・内容等に工夫改善を図りました。また、さまざまな人権問題解決に向かい、理解を深めるための基本となる確かな学力の向上を目指し、小・中連携授業、チームティーチング、少人数授業、学力実態調査等を取組んできました。平成14年(2002年)には同和対策事業が原則的に終了していますが、これは同和問題の解決を意味するものではありません。子どもたちが同和問題を正しく理解し差別意識や偏見をなくすためには、身近にある差別や人権問題に気づき、それを解決するスキルや態度を育てる人権・同和問題学習に取り組む必要があります。また、子ども自身のエンパワーメント(注:11)を重視し、自尊感情を育むとともに、価値観や考え方の異なる人たちとの出会いを大切にし、相互に学び合うことによって互いに人権意識を高めあい、豊かな人間関係を築いていける教育を行う必要があります。
- c 男女平等教育については、男女共同参画社会の実現を目指し、各校園内研修会等で教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒には「こころのノート」「すばらしい成長」等副教材やパンフレットを活用し、性教育、セクシュアル・ハラスメント(注:12)、メディアリテラシー(注:13)等の問題も含め、各校園で発達段階に即した取組みを行いました。今後は、「たかつき男女共同参画プラン」を踏まえ、実践の交流や指導方法・内容等の工夫改善を図っていく必要があります。
- d 障害児教育については、養護学校、養護学級、通級指導教室の施設設備の整備と充実に努めるとともに、新たな課題への対応として、特別支援校内委員会を全校に設置し、通常学級に在籍する特別な教育ニーズを必要とする児童生徒を把握し、巡回相談等支援体制の整備を図りました。また、「個別の指導計画」を作成し、障害のある児童生徒の特性を理解し、個別の課題に応じた支援を行いました。障害者理解については、参加体験型の取組みを行い、子どもたちの理解は深まりと広がりが見られました。今後は、知的障害をテーマにした障害者理解の取組みの充実、特別支援教育の支援体制の整備、就学前から卒業後も含めた支援の充実のための庁内他部局・関係機関と連携を深めることが求められます。
- e 在日外国人教育については、近年の国際化社会の進展に伴い、「多文化共生・国際理解教育」の視点を持った国際社会に適応しうる子どもたちを育むため、各校園で総合的な学習の時間、道徳、特別活動等の時間において、豊かな人権意識と多文化共生の教育を基盤に据えて取組みました。また、さまざまな研究・実践・交流を進めることを目指し、平成12年度(2000年度)より「中学校区国際理解教育推進事業」、平成15年度(2003年度)からは「中学校区多文化共生・国際理解教育推進事業」として発展させ実施しました。今後は、各校の実態や地域の実情に応じて一層取組みを進め、中学校区等においてその交流を図るとともに、さらに内容の充実に努める必要があります。また、海外帰国児童生徒や渡日児童生徒等日本語指導の必要な児童生徒を対象に母語を用いた支援を行うため母語に堪能な日本語指導協力者を派遣することによ

り、学習や学校生活の適応を促進しました。このことについては、今後も取組みを継続的に実施する必要があります。

f 環境、平和、HIV(注:14)、いじめ、不登校、虐待、メディアリテラシー等さまざまな新しい人権問題については、各校園内研修会等で教職員の共通理解を図り、総合的な学習、道徳、特別活動等の時間において環境・福祉・情報等の分野で取り組んできました。今後は、課題別担当者の明確化や、各校園における取組みの交流、指導方法・内容等について一層の工夫改善を図る必要があります。

#### (イ) 地域社会に開かれた学校園づくりについて

総合的な学習をはじめとしてさまざまな教育活動において、保護者や地域社会の人材を活用する取組みが行われ、学校園と地域住民との交流が促進されました。地域社会に開かれた学校園づくりを進めていくことによって、子どもたちにとっても、魅力的な学習活動が展開され、家庭や地域社会の教育力の向上に大きな効果をあげてきています。また、学校教育自己診断や学校評議員制等の取組みが全校で実施されていますが、今後も保護者や地域に学校園の取組みをわかりやすく説明したり、出てきた意見を学校園へ反映させたり、3者が連携し合って効果があげられるよう取組みを進めていく必要があります。平成12年度(2000年度)より実施した地域教育協議会の活動は、地域社会の中でともに子どもを育てていこうという意識を培ってきました。今後は、協議会同士の交流や連携をとりながら、子どもたちが参加・参画する企画など活動の活性化に努め、地域の教育力の向上を図っていくことが必要です。

### イ 家庭、地域社会における人権教育の現状と課題について

#### (ア) 第3回高槻市人権意識調査から明らかになった課題について

第3回高槻市人権意識調査では、人権研修会の未参加者への対応や教材の開発及び手法の工夫などが課題になっていましたが、体験学習を取り入れたり、わかりやすく学べる保護者用啓発冊子として人権学習資料集(第1集・第2集)を発行するなど、創意と工夫を重ね効果をあげてきました。しかし、第4回高槻市人権意識調査では、人権に関する集会や行事への認知度が不十分であることなどから、学習会等の情報提供の方法や人権教育・啓発の手法・内容について検討していく必要があります。

#### (イ) 社会教育における人権啓発について

a 社会教育団体に対しては、リーダー養成研修の1コマに人権研修を組み入れ、人権啓発に努めました。しかし、性別、障害の有無、国籍、言語、価値観や文化などの違いを理由にした差別がいまだに見られることから、団体間の交流や市民同士の交流を推進して、相互理解に努めていく必要があります。

b 人権尊重をまちづくりの基本に位置づけ、自主的な活動を行っている人権啓発推進市民組織については、取組みの成果を全市的に広げたことによって、活動に広がりや深まりが出てきました。今後も市民協働の一環として、自主的・主体的な学習活動等

への支援が必要です。

- c 在日韓国・朝鮮人と市民の交流を目的として始まった大野遊祭は、国籍・民族を越えた多文化共生の社会づくりに貢献し、今日では、実行委員会方式による市民レベルでの自主的・主体的活動として開催されています。また、在日韓国・朝鮮人一世を対象にした日本語識字学級や在日外国人児童生徒の活動を支援する地域子ども会については、一世の高齢化や児童生徒の参加者減少傾向から、今後の活動内容や方法について工夫が必要です。多文化共生・国際理解の社会づくりを目指し、効果的方策により、日本人と外国人がお互いの文化を理解し合い、交流を進めていくことが求められます。

#### (ウ) 保護者・地域との連携と子育て支援について

幼稚園における子育て支援については、学校間との連携を強めながら、保護者同士の交流を積極的に行い、子育てに関する情報を提供し、保護者の教育力向上に努めました。また、公民館、学び舎ネット、中学校区及び単位PTAにおいては、子育てや人権に関する学習会などが実施され、青少年交流センターでは、親子交流事業を通して子育て学習を推進し、子育て支援に努めました。児童虐待の問題等を解消し、子どもの人権が大切にされる子育てが行われるよう、関係機関と常に連携をとりながら、子育て支援の充実を図っていく必要があります。

#### (I) 生涯学習支援について

生涯学習の中に、自ら学ぶ人権学習という視点を浸透させていくために、公民館、図書館、また生涯スポーツの場などにおいて、人権に関する講座や情報などを提供してきました。しかし、参加者の世代の偏りや人数のばらつきがあることから、講座や事業のあり方、広報の仕方に工夫や検討が必要です。今後も市民のニーズに合った現代的人権課題をとりあげながら、学習機会の場や教材等を提供し、人権教育・啓発に生かしていくことが必要です。

#### ウ 職場における人権研修や推進システムについて

教育センターでは、ワークショップ形式の研修を多く取り入れ、研修の充実を図りました。その結果、一人ひとりの人権に対する意識は向上してきたものの、今後は全体化を図っていく必要があります。児童生徒の発達に応じた人権教育は、研究指定校等を設けて、組織的な推進体制を整備・強化しながら、全体の取組みとして計画的に進められていくことが望まれます。また、全市的なものとしていくために、高槻市人権教育推進協議会等への支援が必要です。

一方、教育委員会関係のあらゆる場の職員においては、人権教育に熱意ある指導者としての資質・能力の向上が求められることから、職務研修の中に必ず人権研修を位置づけ充実を図っていく必要があります。

## 第3章 行動計画の推進体制

### 1 庁内での推進体制

(1) 現在の人権問題の中には、各分野に横断的に関係するなど個別的な対応では十分とは言えない課題も多くあり、その解決には行政のさまざまな部署が協力しなければなりません。したがって、庁内の横断的な組織である人権擁護推進本部、人権啓発幹事会などの積極的な活用を行うことにより、あらゆる行政分野の連携によって人権施策の効果的な推進に努めるとともに、人権室、教育政策室を中心として、企画・調整・点検など施策の実施状況の適切な進行管理が必要です。

また、国際化や少子・高齢化など、新たな課題に適切に対応するために、担当窓口の整備が求められている分野もあり、今後とも現行体制の見直しをも含めて検討を行うなど、組織体制の整備が求められます。

(2) 職員は、職務上、市民の人権に深く関与することが多いため、職員の人権意識の向上が不可欠です。人権に関する取組みは、人権担当課だけのものではなく、すべての部課で取組むものであるという意識を全職員に徹底させ、「自分の仕事を通じて、どうすれば人権擁護に寄与できるか」という積極的な意識を持った職員を養成するため、職員に対して、体系的な人権研修を行うとともに、日常の業務に即した各職場における人権研修の実施が必要です。

### 2 国、府、近隣自治体との連携体制

人権施策を効果的に推進するとともに、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国及び府並びに近隣自治体と有機的な連携を保つことが必要です。また、人権啓発活動ネットワーク協議会などの関係機関と情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制の強化が重要です。さらに、国、府に対して、制度・財政面での適切な取組みを求めることが必要です。

## お わ り に

平成7年(1995年)1月にスタートした「人権教育のための国連10年」も残すところ、数ヶ月となりました。国内外の人権状況を見たとき、これまでも各方面でさまざまな努力が払われてきましたが、引き続き、人権教育・啓発をはじめとして人権施策の積極的な取り組みが必要となっています。高槻市においては『高槻市人権施策基本方針』を策定し、さらなる具体化を図るために、今回、市長から「人権施策を総合的に推進するための次期行動計画の策定について」の諮問を受けて、本審議会においては、これまで積極的な意見交換を重ねてきました。特に、今回の計画がアクションプログラムであるところから、行動計画にあげられている具体的な人権施策の諸事業について、その一つひとつについて十分な検討が必要であるが、検討に要する十分な時間を取ることができなかったなどの意見、また、人権施策の体系に示された基本課題を推進していくには、新たな視点からの事業が少なく、それに対応する事業並びに事業内容が十全ではないなどの意見も提出されました。したがって、今回の行動計画に載せられた諸事業を固定的なものとして捉えずに、今後の実施状況に応じて、事業内容を見直しながらか進めていくことは当然のこととして、社会的ニーズを的確に捉えた事業を創造していくことも常に心がけていく必要があります。さらに、実施事業の枠組みについても、人権施策の効果的な推進に向けて組替えを行うなど柔軟性を持った姿勢が求められます。こうした視点に立って、今後とも、人権施策の実施状況や進捗状況を毎年定期的に点検するなかで、しっかりと行動計画のフォローアップに努めていくことを付言しておきたいと思ひます。

最後に、本答申を踏まえて策定される行動計画が着実に実施されることにより、基本理念の実現に向けて一步一步前進し、人権尊重を基礎として活力と魅力に満ちた高槻市の実現に寄与することを切に願っています。

## 用語解説

「性的マイノリティ」(注:1)

同性愛、性同一性障害、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明瞭なこと)の人々などを含む総称。

「NPO」(注:2)

行政、企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織をいう。利潤追求や利益配分を行わず自主的、自発的に公益的な活動を行う民間組織、団体のことで、営利企業と区別して理解され、法人格を持つ組織(公益法人、特定非営利活動法人など)と、法人格を持たない組織(ボランティアグループなどの任意団体)がある。政府(行政)、営利組織(企業)と並ぶ第三セクターと呼ばれている。

「地区コミュニティ組織」(注:3)

原則として単位自治会・福祉関係団体・老人会・PTA・婦人会・地域商店・事業所等、地域の各種団体を集約した統括的な組織であり、現在、市内には32の組織がある。

「DV」(注:4)

夫やパートナー等、親密な人間関係の中で起こる暴力のことを言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的暴力なども含まれる。

「バリアフリー」(注:5)

障害を持つ人が社会生活していく上で障壁(バリアー)となるものを除去すること。もともとは、建物内の段差解消などハード面の色彩が強いが、最近は、人々の行動や心理的側面から見た社会環境のバリアーが問題とされることが多く、「こころのバリアフリー」が求められている。

「ノーマライゼーション」(注:6)

障害を持つ人の人権を尊重して、取り巻いている環境を変えることにより、他の人々と同様な生活が送れる社会をつくりあげていくこと。

「内外人平等」(注:7)

「外国籍市民」にも日本国籍と平等に権利能力を持つことを認める立法上の主義をいう。国際人権規約は、内外人平等を原則としている。我が国も昭和54年(1979年)に国際人権規約を批准し、昭和56年(1981年)に難民条約に加入した。それに伴い、数多くの制度を外国人に開放する措置をとり、また、国籍条項を撤廃する法改正を行った。

「エイズ」(注：8)

後天性免疫不全症候群のこと。ヒト免疫不全ウイルス(HIV)によっておこる病気をいう。ウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染がHIVの感染経路とされている。このウイルスが血液の中に入るとT4リンパ球を破壊し、その結果、全身の免疫機構が破壊され、抵抗力がなくなる。

「ハンセン病」(注：9)

らい菌による慢性の細菌感染症。主に末梢神経と皮膚が侵される。かつては、遺伝病と誤解された。感染力は極めて弱く、1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進み、発病しても通院治療で治り、完治する。

「ワークショップ」(注：10)

講義や指導中心の研修会ではなく、参加者が意見交換や共同作業を行って進める、体験的で参加型の学習方法のこと。

「エンパワーメント」(注：11)

「力を引き出すこと」を意味する。個々人が本来持っている能力、行動力、自己決定力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

「セクシュアル・ハラスメント」(注：12)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまな態様のものが含まれる。

「メディアリテラシー」(注：13)

情報を読み解き、使いこなす力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

「HIV」(注：14)

ヒト免疫不全ウイルスの略語。HIVは感染力の弱いウイルスであり、HIV感染者の唾液・汗・尿を媒介としては感染せず、血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することでのみ感染しうる。

高槻市人権施策推進審議会  
会長 野上芳彦様

高槻市長 奥本 務

人権施策を総合的に推進するための行動計画について（諮問）

本市では、平成13年4月から「高槻市人権尊重の社会づくり条例」を施行するとともに、平成11年度からは平成16年度を計画年度として「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」に基づき、「人権文化の創造・醸成をめざす」ことを基本理念として、人権に関するさまざまな課題解消に向けて、人権教育・啓発をはじめとして様々な人権施策の推進に努めてきました。しかしながら、今日生じている深刻な社会状況のなかで、女性、高齢者、障害者、子ども、同和問題、在日外国人などさまざまな人権上の課題が存在しており、多くの取り組むべき課題が残されております。したがって、現在の「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」が平成16年度をもって終了することから、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 平成16年3月に策定した高槻市人権施策基本方針を踏まえ、人権施策を総合的に推進するための次期行動計画の策定について

## 審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回目	平成16年 7月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 諮問</li><li>・ 審議の進め方について</li><li>・ 資料説明</li><li>・ 次期行動計画についての概要説明</li></ul>
第2回目	9月 1日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 行動計画(素案)に対する審議</li><li>・ 答申のまとめ方について</li></ul>
第3回目	10月 4日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後の審議の進め方について</li><li>・ 答申(案)に対する審議</li></ul>
第4回目	11月 9日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 答申(案)に対する審議</li><li>・ 答申(案)の検討</li></ul>

## 委員名簿

選 出 区 分	氏 名	所 属	備 考
市 議 会 議 員	岡 本 茂	市民連合議員団	
	勝 原 和 久	日本共産党高槻市会議員団	
	灰 垣 和 美	公明党議員団	
	吉 田 稔 弘	自由民主党議員団	
学 識 経 験 者	伊 藤 悦 子	京都教育大学教育学科助教授	
	太 田 晴 雄	帝塚山大学人文科学部教授	
	鍋 島 祥 郎	大阪市立大学大学院創造都市研究科助教授	
	野 上 芳 彦	京都精華大学・大学院名誉教授	会 長
	細 見 三英子	ジャーナリスト	副会長
	間 石 成 人	弁護士	
公 共 的 団 体 代 表	斉 藤 ネリーサ	(財)高槻市都市交流協会評議員	
	藪 重 彦	高槻市人権啓発推進協議会会長	